

結婚して稲敷市で新生活を始めるご夫婦を応援します！

# 稲敷市 結婚新生活支援事業

最大  
60万円  
を補助！

## 補助対象

## 婚姻に伴う新居や引越し費用

※補助金の交付には要件があります。詳細は、市HPまたはまちづくり推進課までお問い合わせください。

### 対象となる方

※以下の要件をすべて満たす世帯



令和7年1月1日～  
令和8年3月31日に  
入籍した世帯

U39

ご夫婦共に婚姻日  
における年齢が、  
39歳以下の世帯



ご夫婦の所得を合  
わせて、500万円  
未満の世帯

※奨学金を返還している世帯は、年間返済額所得から控除します。

### 補助額

婚姻日の年齢が  
夫婦共に39歳以下

最大30万

婚姻日の年齢が  
夫婦共に29歳以下

最大60万

※令和7年4月1日～令和  
8年3月31日の間に支払  
った費用の合計で上記  
の通り。

### 対象費用

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用



引越し費用



住宅取得費用  
(新築・購入)



賃貸の初期費用  
(賃料/敷金/礼金  
/仲介手数料等)



リフォーム費用  
(一部対象外費用  
あり)



お問い合わせ・申請



029-892-2000 (代) まちづくり推進課

## 必要書類

- 稲敷市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 要件・提出書類チェックリスト
- 婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書
- 夫婦の住民票
- 夫婦の所得証明書
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（奨学金返還証明書など）  
※貸与型奨学金を返済している場合のみ必須



### 住宅取得の場合

※名義が夫婦のいずれかであること

- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し  
※婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に契約を締結していること

### リフォームの場合

※契約者が夫婦のいずれかであること

- 住宅のリフォーム工事請負契約書又は請書の写し  
※婚姻日より前に実施した住宅のリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に契約を締結していること

### 住宅賃借の場合

※契約者が夫婦のいずれかであること

- 住宅の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）  
※給与所得者全員分。勤務先で証明してもらってください。
- 住居費に係る領収書の写し

### 引越しの場合

- 引越し費用に係る領収書の写し